

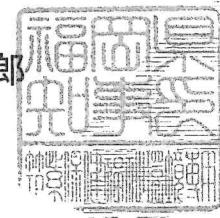
# 産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 福岡市中央区小笹二丁目2番63号  
 氏 名 藤木商事株式会社  
 代表取締役 藤木 博文

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

福岡県知事 服部 誠太郎

許可の年月日 令和 4年 4月 13日  
 許可の有効年月日 令和 9年 4月 12日



1. 事業の範囲（取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）及び積替え又は保管を行うかどうか明らかにすること。）

積替え、保管を含まない。

廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず等（以上3品目については、自動車等破碎物を除く。）、燃え殻、汚泥、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、鉱さい、がれき類（廃プラスチック類、紙くず、がれき類については、石綿含有産業廃棄物を含む。）以上11品目 以下余白

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げができる高さなし

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

なし

5. 積替え許可の有無 有

（積替え許可を有している場合においては、市名及び許可番号を記載すること。）

市名 許可番号

以下余白

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

有

## 備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

※更新手続については、有効期間満了日の60日前までに必ず管轄の筑紫保健福祉環境事務所で行ってください。

## 産業廃棄物収集運搬業許可証

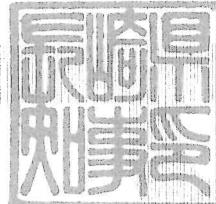
住 所 福岡県福岡市中央区小笹二丁目2番63号

氏 名 藤木商事株式会社 代表取締役 藤木 博文

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

長崎県知事

大石 賢吾



許可の年月日

令和4年 8月25日

許可の有効年月日

令和9年 8月24日

### 1. 事業の範囲

燃え殻、汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、

ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、鉱さい、がれき類

(石綿含有産業廃棄物を含む。)

(水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。)

(これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

以上11種類（積替え・保管行為を含まない。）

### 2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げができる高さ

### 3. 許可の条件

### 4. 許可の更新又は変更の状況

### 5. 積替え許可の有無 無

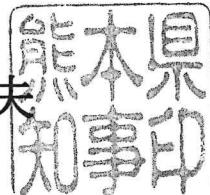
### 6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無

# 産業廃棄物収集運搬業許可証

住 氏 所名 福岡県福岡市中央区小笹二丁目2番63号  
藤木商事株式会社  
代表取締役 藤木 博文

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証す

熊本県知事 蒲 島 郁 夫



許可の年月日 令和5年(2023年)1月5日

許可の有効年月日 令和10年(2028年)1月4日

## 1. 事業の範囲

取り扱う産業廃棄物の種類 (特別管理産業廃棄物を除く)	積替 保管	※○: 取り扱うもの ◎: 積替え又は保管行為を含むもの			
		石綿含有 産業廃棄物	自動車等 破碎物	水銀使用製品 産業廃棄物	水銀含有 ばいじん等
燃え殻	—	—		—	—
汚泥	—	—		—	—
廃プラスチック類	—	○		—	—
紙くず	—	○		—	—
木くず	—	—		—	—
繊維くず	—	—		—	—
ゴムくず	—	—		—	—
金属くず	—	—		—	—
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	—	○		—	—
鉱さい	—	—		—	—
がれき類	—	○		—	—

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げができる高さ 「無」
3. 許可の条件
  - (1) 熊本県産業廃棄物指導要綱を遵守すること。
  - (2) 熊本県が実施するマニフェストを適切に使用すること。
4. 許可の更新又は変更の状況
  - (1) 令和5年(2023年)1月5日付けで新規許可
5. 積替え許可の有無 「無」
6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 「無」

備考

## 産業廃棄物収集運搬業許可証

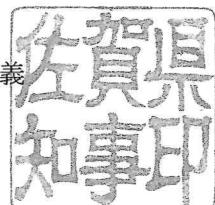
住 所 福岡県福岡市中央区小笹二丁目2番63号

氏 名 藤木商事株式会社

代表取締役 藤木 博文

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

佐賀県知事 山口 祥義



許可の年月日

令和4年(2022年)8月15日

許可の有効年月日

令和9年(2027年)8月14日

### 1. 事業の範囲

収集運搬業（積替え・保管行為を含まない）

産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、鉱さい、がれき類、廃プラスチック類、金属くず及びガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず（自動車等破碎物を除く。）

以上11種類（石綿含有産業廃棄物を含み、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。）

### 2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げができる高さ

なし

### 3. 許可の条件

なし

### 4. 許可の更新又は変更の状況

令和4年8月15日 新規許可 以下余白

### 5. 積替え許可の有無

無

### 6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

無